

◎佐賀県条例第4号

佐賀県県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県県税条例の一部改正)

第1条 佐賀県県税条例(昭和30年佐賀県条例第23号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の<u>給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(個人の県民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第35条の5 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する<u>給与等の支払者</u>(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の2第1項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2・3 略</p>
<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第35条の6 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の<u>公的年金等の支払者</u>(以下この条において「公的</p>	<p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第35条の6 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)</p>

改正前	改正後
<p>年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び買</p>	<p><u>の支払を受ける第30条第1項第1号に掲げる者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの若しくは単身児童扶養者であるもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、法第317条の3の3第1項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、法第317条の3の3第2項に規定する申告書と併せて提出することができる。</u></p> <p>3 略</p> <p>(法人の事業税の税率等)</p> <p>第49条 法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び買</p>

改正前	改正後																								
<p>易保険業を除く。第3項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1.9</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の2.7</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.6</u></td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の5</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の6.6</u></td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分によって各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の5</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の5</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の6.6</u>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の5</u>	<p>易保険業を除く。第3項において同じ。) に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額を合計した金額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.4</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の0.7</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の1</u></td> </tr> </table> <p>(2) 特別法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.5</u></td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の4.9</u></td> </tr> </table> <p>(3) その他の法人 次の表の左欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の3.5</u></td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.7</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1</u>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>	各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の1.9</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の2.7</u>																								
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の3.6</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の5</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の6.6</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の5</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の0.4</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の0.7</u>																								
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の1</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円を超える金額	<u>100分の4.9</u>																								
各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額	<u>100分の3.5</u>																								

改正前		改正後	
各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の7.3</u>	各事業年度の所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	<u>100分の5.3</u>
各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の9.6</u>	各事業年度の所得のうち年800万円を超える金額	<u>100分の7</u>
<p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1.3</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 略 ウ 各事業年度の所得に<u>100分の3.6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 各事業年度の所得に<u>100分の6.6</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 各事業年度の所得に<u>100分の9.6</u>を乗じて得た金額 (環境性能割の税率)</p> <p>第111条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号のガソ</p>	<p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に<u>100分の1</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 他の2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>(1) 第47条第1項第1号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額 ア・イ 略 ウ 各事業年度の所得に<u>100分の1</u>を乗じて得た金額</p> <p>(2) 特別法人 各事業年度の所得に<u>100分の4.9</u>を乗じて得た金額</p> <p>(3) その他の法人 各事業年度の所得に<u>100分の7</u>を乗じて得た金額 (環境性能割の税率)</p> <p>第111条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（法第149条第1項第4号のガソ</p>		

改正前	改正後
<p>リン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</p> <p>ア <u>乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)の平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) エネルギー消費効率（法第145条第1項第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が平成32年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(3)の平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）以上であること。</u></p>	<p>リン自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。)</p> <p>ア <u>営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(i)の平成30年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準（法第149条第1項第4号イ(1)(ii)の平成17年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) エネルギー消費効率（法第145条第1項第4号のエネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）が平成32年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号イ(2)の平成32年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）以上であること。</u></p> <p>イ <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ロ(3)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p>	<p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率（法第149条第1項第4号ハ(2)の平成27年度基準エネルギー消費効率をいう。以下この条において同じ。）に100分の115を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p><u>エ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p>	<p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる石油ガス自動車（法第149条第1項第5号の石油ガス自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第5号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</p>	<p>a <u>平成30年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(i)の平成30年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年石油ガス軽中量車基準（法第149条第1項第5号イ(1)(ii)の平成17年石油ガス軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>イ <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>(3) 次に掲げる軽油自動車（法第149条第1項第6号の軽油自動車をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）</p> <p>ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定める</p>

改正前	改正後
<p>もの</p> <p><u>(ア) 平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第5号イの平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p><u>(ア) 平成28年輕油重量車基準（法第149条第1項第5号ニ(1)の平成28年輕油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。</u></p>	<p>もの</p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イの平成30年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年輕油軽中量車基準（法第149条第1項第6号イの平成21年輕油軽中量車基準をいう。以下この条及び附則第19条において同じ。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成28年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号ニ(1)(i)の平成28年輕油重量車基準をいう。以下この条において同じ。）に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年輕油重量車基準（法第149条第1項第6号ニ</u></p>

改正前	改正後
<p>(イ) 略</p> <p>エ <u>車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成21年軽油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>オ 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア <u>乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p>	<p>(1)(ii)の平成21年軽油重量車基準をいう。以下この条において同じ。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 略</p> <p>2 次に掲げる自動車（法第149条第1項及び前項（第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>ア <u>営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定め</u></p>

改正前	改正後
<p>(イ) <u>窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u></p>	<p><u>る窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ <u>自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>ウ <u>車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</u></p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p>b <u>平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p>(イ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u></p> <p>エ <u>車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラッ</u></p>

改正前	改正後
<p>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p><u>(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。</u></p> <p><u>(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p>	<p>クのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>オ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p><u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。</u></p> <p><u>b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。</u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる石油ガス自動車</u></p> <p><u>ア 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施</u></p>

改正前	改正後
<p>(2) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの <u>(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。</u></p>	<p>行規則で定めるもの <u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u> a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 <u>(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</u> イ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの <u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u> a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。 b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。 <u>(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u> (3) 次に掲げる軽油自動車 ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの <u>(ア) 次のいずれかに該当すること。</u> a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。</p>

改正前	改正後
<p>(イ) <u>窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>平成28年軽油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>平成21年軽油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>(イ) <u>窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(ウ) <u>エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。</u></p> <p>オ 略</p>	<p>b <u>平成21年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの</p> <p>(ア) <u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p>a <u>平成28年軽油重量車基準に適合すること。</u></p> <p>b <u>平成21年軽油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。</u></p> <p>(イ) 略</p> <p>エ 略</p>

改正前			改正後		
3 略			3 略		
4 第1項（第1号ア及びイに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			4 第1項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）及び第2項（第1号アからウまでに係る部分に限る。）の規定は、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車（法第149条第2項の平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車をいう。）について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
第1項第1号ア(ウ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号ア(ウ)において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値	第1項第1号ア(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の150を乗じて得た数値
第1項第1号イ(ウ)	略		第1項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165
第2項第1号ア(ウ)	略		第1項第1号ウ(イ)	略	
			第2項第1号ア(イ)	略	

改正前		改正後							
		第2項第1号イ(イ)	平成32年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値					
		第2項第1号ウ(イ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138					
<p>(環境性能割の市町に対する交付)</p> <p>第111条の12 県は、県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の<u>100分の65</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積に<u>あん分</u>して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第112条 種別割の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>		<p>(環境性能割の市町に対する交付)</p> <p>第111条の12 県は、県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の<u>100分の47</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道（当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。）の延長及び面積に<u>按分</u>して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第112条 種別割の税率は、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、1台についてそれぞれ当該右欄に掲げる額とする。</p>							
自動車の区分		税率（年額）		自動車の区分		税率（年額）			
		営業用	自家用			営業用	自家用		
1	乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気を動力源とするもので内燃機関を有するもの以外のもの (以下「電気自動車」)	7,500円	<u>29,500円</u>	1	乗用車	総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車（法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。以下この条並	7,500円	<u>25,000円</u>

改正前			改正後		
	という。)			びに附則第19条及び 第19条の2において 同じ。)	
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円	<u>34,500円</u>	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	8,500円 <u>30,500円</u>
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円	<u>39,500円</u>	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	9,500円 <u>36,000円</u>
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円	<u>45,000円</u>	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	13,800円 <u>43,500円</u>
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円	<u>51,000円</u>	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	15,700円 <u>50,000円</u>
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円	<u>58,000円</u>	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	17,900円 <u>57,000円</u>
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円	<u>66,500円</u>	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	20,500円 <u>65,500円</u>
	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円	<u>76,500円</u>	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	23,600円 <u>75,500円</u>

改正前				改正後			
	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	<u>88,000円</u>		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	27,200円	<u>87,000円</u>
	総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	<u>111,000円</u>		総排気量が6リットルを超えるもの	40,700円	<u>110,000円</u>
2～4 略				2～4 略			
5 特種用途車	略			5 特種用途車	略		
	キャンピング車 事務室車	総排気量が1リットル以下のもの 及び電気自動車	<u>23,600円</u>		キャンピング車 事務室車	総排気量が1リットル以下のもの 及び電気自動車	<u>20,000円</u>
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>27,600円</u>			総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	<u>24,400円</u>
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>31,600円</u>			総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	<u>28,800円</u>
		総排気量が2リットル	<u>36,000円</u>			総排気量が2リットル	<u>34,800円</u>

改正前			改正後		
	を 超え 2.5 リットル以 下のもの			を 超え 2.5 リットル以 下のもの	
	総排気量が 2.5リット ルを 超え 3 リットル以 下のもの	<u>40,800円</u>		総排気量が 2.5リット ルを 超え 3 リットル以 下のもの	<u>40,000円</u>
	総排気量が 3リットル を 超え 3.5 リットル以 下のもの	<u>46,400円</u>		総排気量が 3リットル を 超え 3.5 リットル以 下のもの	<u>45,600円</u>
	総排気量が 3.5リット ルを 超え 4 リットル以 下のもの	<u>53,200円</u>		総排気量が 3.5リット ルを 超え 4 リットル以 下のもの	<u>52,400円</u>
	総排気量が 4リットル を 超え 4.5 リットル以 下のもの	<u>61,200円</u>		総排気量が 4リットル を 超え 4.5 リットル以 下のもの	<u>60,400円</u>
	総排気量が 4.5リット	<u>70,400円</u>		総排気量が 4.5リット	<u>69,600円</u>

改正前				改正後			
		ルを超え6 リットル以 下のもの				ルを超え6 リットル以 下のもの	
		総排気量が 6リットル を超えるも の	88,800円			総排気量が 6リットル を超えるも の	88,000円
略				略			
2～4 略 附 則 (法人の事業税の税率の特例) 第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の 同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49 条第1項第2号中 「				2～4 略 附 則 (法人の事業税の税率の特例) 第14条の2 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人の 同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第49 条第1項第2号中 「			
		各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の6.6			各事業年度の所得のうち 年400万円を超える金額	100分の4.9
とあるのは		各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億 円以下の金額	100分の6.6	と、同		各事業年度の所得のうち 年400万円を超え年10億 円以下の金額	100分の4.9
		各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の7.9			各事業年度の所得のうち 年10億円を超える金額	100分の5.7
条第3項第2号中「 <u>100分の6.6</u> 」とあるのは「 <u>100分の6.6</u> (各事 業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 <u>100分の 7.9</u>)」とする。				条第3項第2号中「 <u>100分の4.9</u> 」とあるのは「 <u>100分の4.9</u> (各事 業年度の所得のうち年10億円を超える金額については、 <u>100分の 5.7</u>)」とする。			

改正前	改正後
<p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第18条の7</u> 略</p>	<p>(法附則第12条の2の10第1項の一般乗合用のバス)</p> <p><u>第18条の7</u> 法附則第12条の2の10第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものの運行の用に供する一般乗合用のバスは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスで、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15以上150以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。</p> <p>(自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p><u>第18条の8</u> 略</p> <p>2 自家用の乗用車に対する第111条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。</p> <p>(自動車税の環境性能割の課税標準の特例)</p> <p><u>第18条の9</u> 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車(以下この項及び次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの(施行規則で定めるものに限る。)で最初の第110条の2第3項に規定する新規登録(以下この条から附則第19条の2までにお</p>

改正前	改正後
	<p>いて「初回新規登録」という。)を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。) から1,000万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第3条第1項に規定する基本方針(次項第1号及び第3項第1号において「基本方針」という。)に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準(次項第2号及び第3項第2号において「公共交通移動等円滑化基準」という。)で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであって車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの(施行規則で定めるものに限る。)で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。) から650万円(乗車定員30人未満の附則第18条の9第2項に規定する路線バス等にあつては、200万円)を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>3 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各</p>

改正前	改正後
	<p>号のいずれにも該当するものであってその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から100万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。</p> <p>(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則で定めるものに適合するものであること。</p> <p>(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。</p> <p>4 次に掲げる自動車のうち、横滑り及び転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）又は車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「（という。）」とあるのは、「（という。）から525万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両</p>

改正前	改正後
	<p>総重量をいう。以下この項から第7項までにおいて同じ。)が5トン以下の乗用車(施行規則で定めるものに限る。)又はバス(施行規則で定めるものに限る。)(以下この項から第7項までにおいて「バス等」という。)であって、同法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。)及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この条において「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。)のいずれにも適合するもの</p> <p>(2) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則で定めるもの(以下この項から第6項までにおいて「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。)、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック(施行規則で定めるけん引自動車及び被けん引自動車を除く。次項から第7項までにおいて同じ。)であって、道路運送車両法第41条</p>

改正前	改正後
	<p><u>の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの</u></p> <p>5 <u>次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、第1号から第3号までに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、第4号に掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から350万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>(1) <u>車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</u></p> <p>(2) <u>車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る</u></p>

改正前	改正後
	<p>保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(3) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>(4) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの</p> <p>6 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から350万円を控除して得た額」とする。</p> <p>(1) 車両総重量が5トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべき</p>

改正前	改正後
	<p><u>ものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの</u></p> <p>(2) <u>車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>(3) <u>車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は同条の規定により平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの</u></p> <p>7 <u>バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第111条の2の規定の適用については、当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては、令和元年10月31日）までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。」から175万円を控除して得た額」とする。</u></p> <p>8 <u>前各項の規定は、第111条の6第1項又は法第161条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき</u></p>

改正前	改正後
<p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（<u>法第149条第1項第1号に規定する電気自動車をいう。</u>）、天然ガス自動車（<u>同項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。</u>）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（<u>同項第3号に規定する電力併用自動車をいう。</u>）並びに第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車</u>で平成18年3月31日までに<u>最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録</u>（以下この項において「<u>初回新規登録</u>」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) <u>第111条の3第1項第2号に規定する軽油自動車</u>その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成20年3月31日までに初回</u></p>	<p><u>前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。</u></p> <p>(自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第19条 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（<u>法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車をいう。</u>次項第2号及び次条第2項において同じ。）、メタノール自動車（<u>専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車</u>で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）、<u>混合メタノール自動車</u>（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（<u>法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車をいう。</u>次条第2項において同じ。）並びに自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車（<u>三輪の小型自動車であるものを除く。</u>以下この条及び次条において同じ。）、第112条第1項の表の第3号に規定する一般乗合用バス並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る同項及び同条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) <u>ガソリン自動車又は石油ガス自動車</u>で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度</p> <p>(2) <u>軽油自動車</u>その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で<u>平成22年3月31日までに初回新規登録</u>を受けたもの 初回新規登</p>

改正前			改正後		
新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度			録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度		
第1項の表の 第1号	7,500円	8,600円	第1項の表の 第1号	7,500円	8,600円
	<u>29,500円</u>	<u>33,900円</u>		8,500円	9,700円
	8,500円	9,700円		9,500円	10,900円
	<u>34,500円</u>	<u>39,600円</u>		13,800円	15,800円
	9,500円	10,900円		15,700円	18,000円
	<u>39,500円</u>	<u>45,400円</u>		17,900円	20,500円
	13,800円	15,800円		58,000円	66,700円
	<u>45,000円</u>	<u>51,700円</u>		20,500円	23,500円
	15,700円	18,000円		<u>66,500円</u>	<u>76,400円</u>
	<u>51,000円</u>	<u>58,600円</u>		23,600円	27,100円
	17,900円	20,500円		<u>76,500円</u>	<u>87,900円</u>
	<u>58,000円</u>	<u>66,700円</u>		27,200円	31,200円
	20,500円	23,500円		<u>88,000円</u>	<u>101,200円</u>
	<u>66,500円</u>	<u>76,400円</u>		40,700円	46,800円
	23,600円	27,100円			
	<u>76,500円</u>	<u>87,900円</u>			
	27,200円	31,200円			
<u>88,000円</u>	<u>101,200円</u>				
40,700円	46,800円				

改正前			改正後				
		111,000円			127,600円		
略			略				
第1項の表の 第5号	略		第1項の表の 第5号	略			
		30,000円			30,000円	34,500円	
		23,600円				27,100円	
		27,600円				31,700円	
		31,600円				36,300円	
		36,000円				41,400円	
		40,800円				46,900円	
		46,400円				53,300円	
		53,200円				61,100円	
		61,200円				70,300円	
		70,400円				80,900円	
		88,800円				102,100円	
		13,700円				13,700円	15,700円
		略				略	
略			略				

2 下に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動

改正前	改正後
	<p>車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあつては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) 電気自動車</p> <p>(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第149条第1項第3号に規定する充電機能付電力併用自動車</p> <p>(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定める</p>

改正前	改正後																																							
	<p data-bbox="1198 272 1256 300"><u>もの</u></p> <p data-bbox="1171 312 2018 549">(5) <u>石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</u></p> <p data-bbox="1198 561 1256 588"><u>もの</u></p> <p data-bbox="1171 601 2018 671">(6) <u>軽油自動車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車</u></p> <table border="1" data-bbox="1198 683 2018 1369"> <tr> <td data-bbox="1205 692 1397 767"><u>第1項の表の 第1号</u></td> <td data-bbox="1400 692 1711 735">7,500円</td> <td data-bbox="1713 692 2018 735">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 737 1711 780">25,000円</td> <td data-bbox="1713 737 2018 780">6,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 782 1711 825">8,500円</td> <td data-bbox="1713 782 2018 825">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 826 1711 869">30,500円</td> <td data-bbox="1713 826 2018 869">8,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 871 1711 914">9,500円</td> <td data-bbox="1713 871 2018 914">2,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 916 1711 959">36,000円</td> <td data-bbox="1713 916 2018 959">9,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 960 1711 1003">13,800円</td> <td data-bbox="1713 960 2018 1003">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 1005 1711 1048">43,500円</td> <td data-bbox="1713 1005 2018 1048">11,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 1050 1711 1093">15,700円</td> <td data-bbox="1713 1050 2018 1093">4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 1094 1711 1137">50,000円</td> <td data-bbox="1713 1094 2018 1137">12,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 1139 1711 1182">17,900円</td> <td data-bbox="1713 1139 2018 1182">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 1184 1711 1227">57,000円</td> <td data-bbox="1713 1184 2018 1227">14,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 1228 1711 1272">20,500円</td> <td data-bbox="1713 1228 2018 1272">5,500円</td> </tr> </table>	<u>第1項の表の 第1号</u>	7,500円	2,000円		25,000円	6,500円		8,500円	2,500円		30,500円	8,000円		9,500円	2,500円		36,000円	9,000円		13,800円	3,500円		43,500円	11,000円		15,700円	4,000円		50,000円	12,500円		17,900円	4,500円		57,000円	14,500円		20,500円	5,500円
<u>第1項の表の 第1号</u>	7,500円	2,000円																																						
	25,000円	6,500円																																						
	8,500円	2,500円																																						
	30,500円	8,000円																																						
	9,500円	2,500円																																						
	36,000円	9,000円																																						
	13,800円	3,500円																																						
	43,500円	11,000円																																						
	15,700円	4,000円																																						
	50,000円	12,500円																																						
	17,900円	4,500円																																						
	57,000円	14,500円																																						
	20,500円	5,500円																																						

改正前	改正後				
			65,500円	16,500円	
			23,600円	6,000円	
			75,500円	19,000円	
			27,200円	7,000円	
			87,000円	22,000円	
			40,700円	10,500円	
			110,000円	27,500円	
			<u>第1項の表の 第2号</u>	6,500円	2,000円
				8,000円	2,000円
				9,000円	2,500円
	11,500円	3,000円			
	12,000円	3,000円			
	16,000円	4,000円			
	15,000円	4,000円			
	20,500円	5,500円			
	18,500円	5,000円			
	25,500円	6,500円			
	22,000円	5,500円			
	30,000円	7,500円			
	35,000円	9,000円			

改正前	改正後		
		29,500円	7,500円
		10,500円	
		1,200円	
		1,600円	
		2,000円	
		3,000円	
		4,000円	
		5,500円	
	第1項の表の 第3号	12,000円	3,000円
		7,000円	
		8,500円	
		4,000円	
		8,000円	
		10,500円	
		4,500円	
		9,500円	
		12,500円	
		5,000円	
		11,000円	
		14,500円	

改正前	改正後			
			22,500円	6,000円
			50,500円	13,000円
			65,500円	16,500円
			25,500円	6,500円
			74,000円	18,500円
			29,000円	7,500円
			64,000円	16,000円
			83,000円	21,000円
		第1項の表の 第4号	4,500円	1,500円
			6,000円	1,500円
			3,900円	1,000円
			5,300円	1,500円
		第1項の表の 第5号	12,000円	3,000円
			7,400円	2,000円
			24,800円	6,500円
			13,100円	3,500円
			8,400円	2,500円
			6,500円	2,000円
			8,000円	2,000円
			13,800円	3,500円

改正前	改正後																																									
		<table border="1"> <tr><td>18,900円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>15,000円</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>20,500円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>18,500円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>25,500円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>22,000円</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>30,000円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>20,000円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>24,400円</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>28,800円</td><td>7,500円</td></tr> <tr><td>34,800円</td><td>9,000円</td></tr> <tr><td>40,000円</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>45,600円</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>52,400円</td><td>13,500円</td></tr> <tr><td>60,400円</td><td>15,500円</td></tr> <tr><td>69,600円</td><td>17,500円</td></tr> <tr><td>88,000円</td><td>22,000円</td></tr> <tr><td>13,700円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>18,800円</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>4,500円</td><td>1,500円</td></tr> </table>	18,900円	5,000円	15,000円	4,000円	20,500円	5,500円	18,500円	5,000円	25,500円	6,500円	22,000円	5,500円	30,000円	7,500円	20,000円	5,000円	24,400円	6,500円	28,800円	7,500円	34,800円	9,000円	40,000円	10,000円	45,600円	11,500円	52,400円	13,500円	60,400円	15,500円	69,600円	17,500円	88,000円	22,000円	13,700円	3,500円	18,800円	5,000円	4,500円	1,500円
18,900円	5,000円																																									
15,000円	4,000円																																									
20,500円	5,500円																																									
18,500円	5,000円																																									
25,500円	6,500円																																									
22,000円	5,500円																																									
30,000円	7,500円																																									
20,000円	5,000円																																									
24,400円	6,500円																																									
28,800円	7,500円																																									
34,800円	9,000円																																									
40,000円	10,000円																																									
45,600円	11,500円																																									
52,400円	13,500円																																									
60,400円	15,500円																																									
69,600円	17,500円																																									
88,000円	22,000円																																									
13,700円	3,500円																																									
18,800円	5,000円																																									
4,500円	1,500円																																									

改正前	改正後		
		6,000円	1,500円
	第2項の表	3,700円	1,000円
		4,700円	1,200円
		6,300円	1,600円
		5,200円	1,300円
		8,000円	2,000円
	<p>3 次に掲げる自動車に対する第112条第1項及び第2項の規定の適用については、当該自動車（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自動車が平成31年4月1日（自家用の乗用車、キャンピング車及び事務室車にあつては令和元年10月1日）から令和2年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第112条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率</p>		

改正前	改正後		
	<p>に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p> <p>(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則で定めるもの</p>		
	<p>第1項の表の 第1号</p>	<p>7,500円</p> <p>25,000円</p> <p>8,500円</p> <p>30,500円</p> <p>9,500円</p> <p>36,000円</p> <p>13,800円</p> <p>43,500円</p> <p>15,700円</p> <p>50,000円</p> <p>17,900円</p> <p>57,000円</p> <p>20,500円</p> <p>65,500円</p>	<p>4,000円</p> <p>12,500円</p> <p>4,500円</p> <p>15,500円</p> <p>5,000円</p> <p>18,000円</p> <p>7,000円</p> <p>22,000円</p> <p>8,000円</p> <p>25,000円</p> <p>9,000円</p> <p>28,500円</p> <p>10,500円</p> <p>33,000円</p>

改正前	改正後																													
		<table border="1"> <tr><td data-bbox="1402 264 1709 331">23,600円</td><td data-bbox="1711 264 2031 331">12,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 333 1709 384">75,500円</td><td data-bbox="1711 333 2031 384">38,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 386 1709 437">27,200円</td><td data-bbox="1711 386 2031 437">14,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 438 1709 489">87,000円</td><td data-bbox="1711 438 2031 489">43,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 491 1709 542">40,700円</td><td data-bbox="1711 491 2031 542">20,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 544 1709 595">110,000円</td><td data-bbox="1711 544 2031 595">55,000円</td></tr> </table>	23,600円	12,000円	75,500円	38,000円	27,200円	14,000円	87,000円	43,500円	40,700円	20,500円	110,000円	55,000円																
23,600円	12,000円																													
75,500円	38,000円																													
27,200円	14,000円																													
87,000円	43,500円																													
40,700円	20,500円																													
110,000円	55,000円																													
	<u>第1項の表の 第2号</u>	<table border="1"> <tr><td data-bbox="1402 604 1709 655">6,500円</td><td data-bbox="1711 604 2031 655">3,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 657 1709 708">8,000円</td><td data-bbox="1711 657 2031 708">4,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 710 1709 761">9,000円</td><td data-bbox="1711 710 2031 761">4,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 762 1709 813">11,500円</td><td data-bbox="1711 762 2031 813">6,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 815 1709 866">12,000円</td><td data-bbox="1711 815 2031 866">6,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 868 1709 919">16,000円</td><td data-bbox="1711 868 2031 919">8,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 920 1709 971">15,000円</td><td data-bbox="1711 920 2031 971">7,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 973 1709 1024">20,500円</td><td data-bbox="1711 973 2031 1024">10,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 1026 1709 1077">18,500円</td><td data-bbox="1711 1026 2031 1077">9,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 1078 1709 1129">25,500円</td><td data-bbox="1711 1078 2031 1129">13,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 1131 1709 1182">22,000円</td><td data-bbox="1711 1131 2031 1182">11,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 1184 1709 1235">30,000円</td><td data-bbox="1711 1184 2031 1235">15,000円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 1236 1709 1287">35,000円</td><td data-bbox="1711 1236 2031 1287">17,500円</td></tr> <tr><td data-bbox="1402 1289 1709 1340">29,500円</td><td data-bbox="1711 1289 2031 1340">15,000円</td></tr> </table>	6,500円	3,500円	8,000円	4,000円	9,000円	4,500円	11,500円	6,000円	12,000円	6,000円	16,000円	8,000円	15,000円	7,500円	20,500円	10,500円	18,500円	9,500円	25,500円	13,000円	22,000円	11,000円	30,000円	15,000円	35,000円	17,500円	29,500円	15,000円
6,500円	3,500円																													
8,000円	4,000円																													
9,000円	4,500円																													
11,500円	6,000円																													
12,000円	6,000円																													
16,000円	8,000円																													
15,000円	7,500円																													
20,500円	10,500円																													
18,500円	9,500円																													
25,500円	13,000円																													
22,000円	11,000円																													
30,000円	15,000円																													
35,000円	17,500円																													
29,500円	15,000円																													

改正前	改正後		
		<u>40,500円</u>	<u>20,500円</u>
		<u>4,700円</u>	<u>2,400円</u>
		<u>6,300円</u>	<u>3,200円</u>
		<u>7,500円</u>	<u>4,000円</u>
		<u>10,200円</u>	<u>5,500円</u>
		<u>15,100円</u>	<u>8,000円</u>
		<u>20,600円</u>	<u>10,500円</u>
		<u>第1項の表の 第3号</u>	<u>12,000円</u>
	<u>26,500円</u>		<u>13,500円</u>
	<u>33,000円</u>		<u>16,500円</u>
	<u>14,500円</u>		<u>7,500円</u>
	<u>32,000円</u>		<u>16,000円</u>
	<u>41,000円</u>		<u>20,500円</u>
	<u>17,500円</u>		<u>9,000円</u>
	<u>38,000円</u>		<u>19,000円</u>
	<u>49,000円</u>		<u>24,500円</u>
	<u>20,000円</u>		<u>10,000円</u>
	<u>44,000円</u>		<u>22,000円</u>
	<u>57,000円</u>		<u>28,500円</u>
	<u>22,500円</u>	<u>11,500円</u>	

改正前	改正後			
			50,500円	25,500円
		65,500円	33,000円	
		25,500円	13,000円	
		74,000円	37,000円	
		29,000円	14,500円	
		64,000円	32,000円	
		83,000円	41,500円	
		<u>第1項の表の 第4号</u>	4,500円	2,500円
			6,000円	3,000円
			3,900円	2,000円
			5,300円	3,000円
		<u>第1項の表の 第5号</u>	12,000円	6,000円
			7,400円	4,000円
			24,800円	12,500円
			13,100円	7,000円
			8,400円	4,500円
			6,500円	3,500円
			8,000円	4,000円
			13,800円	7,000円
		18,900円	9,500円	

改正前	改正後																																									
		<table border="1"> <tr><td><u>15,000円</u></td><td><u>7,500円</u></td></tr> <tr><td><u>20,500円</u></td><td><u>10,500円</u></td></tr> <tr><td><u>18,500円</u></td><td><u>9,500円</u></td></tr> <tr><td><u>25,500円</u></td><td><u>13,000円</u></td></tr> <tr><td><u>22,000円</u></td><td><u>11,000円</u></td></tr> <tr><td><u>30,000円</u></td><td><u>15,000円</u></td></tr> <tr><td><u>20,000円</u></td><td><u>10,000円</u></td></tr> <tr><td><u>24,400円</u></td><td><u>12,500円</u></td></tr> <tr><td><u>28,800円</u></td><td><u>14,500円</u></td></tr> <tr><td><u>34,800円</u></td><td><u>17,500円</u></td></tr> <tr><td><u>40,000円</u></td><td><u>20,000円</u></td></tr> <tr><td><u>45,600円</u></td><td><u>23,000円</u></td></tr> <tr><td><u>52,400円</u></td><td><u>26,500円</u></td></tr> <tr><td><u>60,400円</u></td><td><u>30,500円</u></td></tr> <tr><td><u>69,600円</u></td><td><u>35,000円</u></td></tr> <tr><td><u>88,000円</u></td><td><u>44,000円</u></td></tr> <tr><td><u>13,700円</u></td><td><u>7,000円</u></td></tr> <tr><td><u>18,800円</u></td><td><u>9,500円</u></td></tr> <tr><td><u>4,500円</u></td><td><u>2,500円</u></td></tr> <tr><td><u>6,000円</u></td><td><u>3,000円</u></td></tr> </table>	<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>	<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>	<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>	<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>	<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>	<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>	<u>24,400円</u>	<u>12,500円</u>	<u>28,800円</u>	<u>14,500円</u>	<u>34,800円</u>	<u>17,500円</u>	<u>40,000円</u>	<u>20,000円</u>	<u>45,600円</u>	<u>23,000円</u>	<u>52,400円</u>	<u>26,500円</u>	<u>60,400円</u>	<u>30,500円</u>	<u>69,600円</u>	<u>35,000円</u>	<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>	<u>13,700円</u>	<u>7,000円</u>	<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>	<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>	<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>
<u>15,000円</u>	<u>7,500円</u>																																									
<u>20,500円</u>	<u>10,500円</u>																																									
<u>18,500円</u>	<u>9,500円</u>																																									
<u>25,500円</u>	<u>13,000円</u>																																									
<u>22,000円</u>	<u>11,000円</u>																																									
<u>30,000円</u>	<u>15,000円</u>																																									
<u>20,000円</u>	<u>10,000円</u>																																									
<u>24,400円</u>	<u>12,500円</u>																																									
<u>28,800円</u>	<u>14,500円</u>																																									
<u>34,800円</u>	<u>17,500円</u>																																									
<u>40,000円</u>	<u>20,000円</u>																																									
<u>45,600円</u>	<u>23,000円</u>																																									
<u>52,400円</u>	<u>26,500円</u>																																									
<u>60,400円</u>	<u>30,500円</u>																																									
<u>69,600円</u>	<u>35,000円</u>																																									
<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>																																									
<u>13,700円</u>	<u>7,000円</u>																																									
<u>18,800円</u>	<u>9,500円</u>																																									
<u>4,500円</u>	<u>2,500円</u>																																									
<u>6,000円</u>	<u>3,000円</u>																																									

改正前	改正後		
<p><u>2・3</u> 略</p>	<p><u>第2項の表</u></p>	<p><u>3,700円</u></p>	<p><u>1,800円</u></p>
		<p><u>4,700円</u></p>	<p><u>2,300円</u></p>
		<p><u>6,300円</u></p>	<p><u>3,200円</u></p>
		<p><u>5,200円</u></p>	<p><u>2,600円</u></p>
		<p><u>8,000円</u></p>	<p><u>4,000円</u></p>
	<p><u>4・5</u> 略</p> <p>第19条の2 令和元年10月1日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であつて佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）第2条の規定による改正前の佐賀県県税条例（以下この項において「平成28年改正前の県税条例」という。）第110条第1項若しくは第3項の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されたもの（同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車であつて、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第2条の規定による改正前の地方税法第146条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成28年改正前の県税条例に規定する自動車税を課されなかったものを含む。）又は同日までにこの条例の施行地外において第110条第2項に規定する運行に相当するものとして施行規則で定めるものの用に供されたことがある自家用の乗用車、キャンピング車若しくは事務室車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第112条第1項の規定にかかわらず、1台について、次の表の左欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる額と</p>		

改正前	改正後		
	する。		
	1 自家用 の乗用車	自動車の区分	税率（年額）
		総排気量が1リットル以下のもの	29,500円
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	34,500円
		総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	39,500円
		総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	45,000円
		総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	51,000円
		総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	58,000円
		総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	66,500円
		総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	76,500円
		総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	88,000円
		総排気量が6リットルを超えるもの	111,000円
	2 キャン	総排気量が1リットル以下のもの	23,600円

改正前	改正後		
	<u>ピング車</u> <u>又は事務</u> <u>室車</u>	の	
総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの		27,600円	
総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの		31,600円	
総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの		36,000円	
総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの		40,800円	
総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの		46,400円	
総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの		53,200円	
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの		61,200円	
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの		70,400円	
総排気量が6リットルを超えるもの		88,800円	
2 前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車を除く。）のうち、前条第1項各号に掲げるものに対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別			

改正前	改正後		
	<p>割に係る第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	<p>第1項の表の第1号</p>	<p>29,500円</p> <p>34,500円</p> <p>39,500円</p> <p>45,000円</p> <p>51,000円</p> <p>58,000円</p> <p>66,500円</p> <p>76,500円</p> <p>88,000円</p> <p>111,000円</p>	<p>33,900円</p> <p>39,600円</p> <p>45,400円</p> <p>51,700円</p> <p>58,600円</p> <p>66,700円</p> <p>76,400円</p> <p>87,900円</p> <p>101,200円</p> <p>127,600円</p>
	<p>第1項の表の第2号</p>	<p>23,600円</p> <p>27,600円</p> <p>31,600円</p> <p>36,000円</p> <p>40,800円</p> <p>46,400円</p> <p>53,200円</p> <p>61,200円</p>	<p>27,100円</p> <p>31,700円</p> <p>36,300円</p> <p>41,400円</p> <p>46,900円</p> <p>53,300円</p> <p>61,100円</p> <p>70,300円</p>

改正前	改正後		
		70,400円	80,900円
		88,800円	102,100円
	<p>3 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車のうち、前条第2項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	第1項の表の第1号	29,500円	7,500円
		34,500円	9,000円
		39,500円	10,000円
		45,000円	11,500円
		51,000円	13,000円
		58,000円	14,500円
		66,500円	17,000円
	76,500円	19,500円	
	88,000円	22,000円	

改正前	改正後		
		111,000円	28,000円
	第1項の表の第2号	23,600円	6,000円
		27,600円	7,000円
		31,600円	8,000円
		36,000円	9,000円
		40,800円	10,500円
		46,400円	12,000円
		53,200円	13,500円
		61,200円	15,500円
		70,400円	18,000円
		88,800円	22,500円
	<p>4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		

改正前	改正後		
	<u>第 1 項の表の第 1 号</u>	29,500円	15,000円
		34,500円	17,500円
		39,500円	20,000円
		45,000円	22,500円
		51,000円	25,500円
		58,000円	29,000円
		66,500円	33,500円
		76,500円	38,500円
		88,000円	44,000円
		111,000円	55,500円
	<u>第 1 項の表の第 2 号</u>	23,600円	12,000円
		27,600円	14,000円
		31,600円	16,000円
		36,000円	18,000円
		40,800円	20,500円
		46,400円	23,500円
		53,200円	27,000円
		61,200円	31,000円
		70,400円	35,500円
		88,800円	44,500円

第2条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第39条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2・3 略</p> <p>(農地利用集積円滑化団体等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の6 知事は、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構（以下この項において「農地利用集積円滑化団体等」という。）</u>が、<u>農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業又は同法第7条第1号に掲げる事業（それぞれ同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）</u>の実施により施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合）<u>にあつては、開発後の</u></p>	<p>(個人の県民税の非課税の範囲)</p> <p>第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては県民税の均等割及び所得割（第2号に該当する者にあつては、第39条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、<u>寡夫又は単身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が125万円を超える場合を除く。）</p> <p>2・3 略</p> <p>(<u>農地中間管理機構</u>の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第66条の6 知事は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構が、<u>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第7条第1号に掲げる事業（同法第4条第1項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。）が5年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。）</u>の実施により施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合には、開発後の農地）をその取得の日から5年以内（<u>同日から5年以内に、これらの土地について土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業で同項第2号、第3号、第5号又は第</u></p>

改正前	改正後
<p>農地) をその取得の日から5年以内 (<u>これらの土地の取得の日から5年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第2条第2項第2号、第3号、第5号又は第7号に掲げるもの (これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査) が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間) に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、<u>当該農地利用集積円滑化団体等の申請により、当該農地利用集積円滑化団体等</u>によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</u></p> <p>2 知事は、不動産の取得者から不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産の取得の日から5年以内の期間 (当該不動産が同項に<u>定める土地改良事業に係るものである場合には、当該不動産の取得の日から同項に定める1年を経過する日までの期間</u>) を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。</p> <p>3 略 (環境性能割の市町に対する交付)</p> <p>第111条の12 県は、県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の<u>100分の47</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道 (当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。) の延長及び面積に按分</p>	<p>7号に掲げるもの (これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査) が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後1年を経過する日がこれらの土地の取得の日から5年を経過する日後に到来することとなったときは、当該1年を経過する日までの間) に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第7条第3号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、<u>当該農地中間管理機構の申請により、当該農地中間管理機構</u>によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 知事は、不動産の取得者から不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産の取得の日から5年以内の期間 (当該不動産が同項に<u>規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する1年を経過する日までの期間</u>) を限って、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。</p> <p>3 略 (環境性能割の市町に対する交付)</p> <p>第111条の12 県は、県に納付された環境性能割額に相当する額に施行令で定める率を乗じて得た額の<u>100分の43</u>に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町が管理する市町道 (当該市町がその管理について経費を負担しないものその他施行規則で定めるものを除く。) の延長及び面積に按分</p>

改正前			改正後
<p>ンピング車又は事務室車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第1項の表の第1号	29,500円	7,500円	
	34,500円	9,000円	
	39,500円	10,000円	
	45,000円	11,500円	
	51,000円	13,000円	
	58,000円	14,500円	
	66,500円	17,000円	
	76,500円	19,500円	
	88,000円	22,000円	
	111,000円	28,000円	
第1項の表の第2号	23,600円	6,000円	
	27,600円	7,000円	
	31,600円	8,000円	
	36,000円	9,000円	
	40,800円	10,500円	
	46,400円	12,000円	
	53,200円	13,500円	

改正前			改正後		
	61,200円	15,500円			
	70,400円	18,000円			
	88,800円	22,500円			
<p>4 第1項の規定の適用を受ける自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車のうち、前条第3項各号に掲げるものに対する第1項の規定の適用については、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車、キャンピング車又は事務室車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる第1項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>					
第1項の表の第1号	29,500円	15,000円			
	34,500円	17,500円			
	39,500円	20,000円			
	45,000円	22,500円			
	51,000円	25,500円			
	58,000円	29,000円			
	66,500円	33,500円			
	76,500円	38,500円			

改正前			改正後		
第1項の表の第2号		<u>88,000円</u>	<u>44,000円</u>		
		<u>111,000円</u>	<u>55,500円</u>		
		<u>23,600円</u>	<u>12,000円</u>		
		<u>27,600円</u>	<u>14,000円</u>		
		<u>31,600円</u>	<u>16,000円</u>		
		<u>36,000円</u>	<u>18,000円</u>		
		<u>40,800円</u>	<u>20,500円</u>		
		<u>46,400円</u>	<u>23,500円</u>		
		<u>53,200円</u>	<u>27,000円</u>		
		<u>61,200円</u>	<u>31,000円</u>		
		<u>70,400円</u>	<u>35,500円</u>		
		<u>88,800円</u>	<u>44,500円</u>		

第3条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(納税義務者等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 外国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人をいう。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第2条第12号の19に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。）をもって、その事務所又は事業所とする。</p>

改正前	改正後
<p>3 略</p> <p>4 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体</u>、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5～7 略 （法人の県民税の減免）</p> <p>第46条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第57条の2 施行規則第7条の3第3項の規定により補正の方法の申し出は、規則で定める様式により第61条の規定による申告書を提出する際は<u>行なわなければならない</u>。 （たばこ税の課税免除）</p>	<p>3 略</p> <p>4 公益法人等（法人税法第2条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及びマンション敷地売却組合、<u>認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体をいう。第46条において同じ。）</u>、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成6年法律第106号）第7条の2第1項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下この節において同じ。）のうち法第25条第1項第2号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第74条第1項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。</p> <p>5～7 略 （法人の県民税の減免）</p> <p>第46条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認可地縁団体</p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>第57条の2 施行規則第7条の3第4項の規定による補正の方法の申し出は、規則で定める様式により第61条の規定による申告書を提出する際は<u>行わなければならない</u>。 （たばこ税の課税免除）</p>

改正前	改正後
<p>第72条の3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で施行令第39条の9で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（法第74条の6第1項第2号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略 （ゴルフ場利用税の税率）</p> <p>第74条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>財団法人日本ゴルフ協会</u>（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会で知事が必要であると認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用（当該競技会の競技としての利用に限る。）について、当該ゴルフ場が別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して2割以上軽減されている場合における当該軽減されている利用料金で利用する者の当該利用に係るゴルフ場利用税の税率は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>4 略</p> <p>第119条 知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線又は廃止されたバス路線に代わる路線において運行の用に供するもので、規則で定めると</p>	<p>第72条の3 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で施行令第39条の10で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（法第74条の6第1項第2号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2・3 略 （ゴルフ場利用税の税率）</p> <p>第74条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>公益財団法人日本ゴルフ協会</u>（昭和62年10月1日に財団法人日本ゴルフ協会という名称で設立された法人をいう。）又は同協会に加盟する地区連盟が主催する競技会で知事が必要であると認めるものに参加するプロゴルファー以外の選手のゴルフ場の利用（当該競技会の競技としての利用に限る。）について、当該ゴルフ場が別に利用料金を定め、かつ、その利用料金が通常の利用料金に比較して2割以上軽減されている場合における当該軽減されている利用料金で利用する者の当該利用に係るゴルフ場利用税の税率は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率の2分の1とする。</p> <p>4 略</p> <p>第119条 知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線において運行の用に供するもので、規則で定めるところにより知事が指定したものに対し</p>

改正前	改正後
<p>ころにより知事が指定したものに対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2の2 略</p> <p>2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p> <p>3 略</p>	<p>ては、種別割を減免することができる。</p> <p>2 略</p> <p>附 則 (上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第11条の2の2 略</p> <p>2 租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等を有する県民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の3第1項及び第2項の規定により所得税法及び租税特別措置法第2章の規定の適用上同法第4条の4第3項、第37条の11第3項及び第4項並びに第37条の14の4第1項及び第2項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、県民税に関する規定を適用する。</p> <p>3 略</p>

第4条 佐賀県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第5条の6第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第7条第4項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第9条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第13条中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第16条第1項並びに第17条の2第1項及び第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条の3中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

附則第18条の2第2項から第8項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第18条の2の2中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第18条の2の3第1項から第5項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第6項から第8項までの

規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第9項から第12項までの規定中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第18条の4第1項、第3項及び第4項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第19条第1項、第4項及び第5項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第24条及び第24条の2第1項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第27条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年佐賀県条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

第6条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成27年佐賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第10項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第11項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改める。

(佐賀県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第8項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第9項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第10項中「平成33年度及び平成34年度」を「令和3年度及び令和4年度」に、「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第11項中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第7条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第3項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第8条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

第9条 佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成29年佐賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(佐賀県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第10条 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成30年佐賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第3条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第5条第3項の表中「平成30年法律第 号」を「平成30年法律第3号」に改める。

附則第7条第2項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第3項中「32年10月新条例」を「2年10月新条例」に改め、同項の表中「平成30年法律第 号」を「平成30年法律第3号」に、「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改める。

附則第8条第2項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第3項中「33年新条例」を「3年新条例」に改め、同項の表中「平成30年法律第 号」を「平成30年法律第3号」に、「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改める。

第11条 佐賀県県税条例等の一部を改正する条例（平成31年佐賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第3項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第4条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則
（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条、第6条及び第8条から第10条までの規定 令和元年10月1日
- (2) 第1条中佐賀県県税条例第35条の5及び第35条の6の改正規定並びに附則第2条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第2条中佐賀県県税条例第30条の2第1項第2号の改正規定及び附則第3条の規定 令和3年1月1日
- (4) 第2条中佐賀県県税条例附則第19条に1項を加える改正規定並びに同条例附則第19条の2第3項及び第4項を削る改正規定並びに附則第7条第2項の規定 令和3年4月1日
- (5) 第2条中佐賀県県税条例第111条の12第1項の改正規定及び附則第7条第1項の規定 令和4年4月1日
- (6) 第2条中佐賀県県税条例第66条の6の改正規定及び附則第5条の規定 農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
（県民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例（以下この条において「2年1月新条例」という。）第35条の5第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の地方税法第45条の2第1項に規定する給与について提出する2年1月新条例第35条の5第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

2 2年1月新条例第35条の6第1項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第

203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年1月新条例第35条の6第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第4条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例（附則第6条において「元年新条例」という。）第49条及び附則第14条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例第66条の6第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例第66条の6第1項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第6条 別段の定めがあるものを除き、元年新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

第7条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例第111条の12第1項の規定は、令和4年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、令和3年度分までの同号に掲げる規定による改正前の佐賀県県税条例第111条の12第1項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

2 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の佐賀県県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第8条 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例（平成15年佐賀県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
（県税の不均一課税） 第3条 原子力発電施設等立地地域内において、省令第1条第1項	（県税の不均一課税） 第3条 原子力発電施設等立地地域内において、省令第1条第1項

改正前	改正後
<p>第1号に定める期間（以下「対象期間」という。）内に特定設備を新設し、又は増設した者については、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年以内の各年又は各事業年度の所得金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）<u>附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条及び県税条例第51条の4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。</u></p> <p>(1) 初年度 <u>県税条例附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条又は県税条例第51条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率</u></p> <p>(2) 第2年度 <u>県税条例附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条又は県税条例第51条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率</u></p> <p>(3) 第3年度 <u>県税条例附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条又は県税条例第51条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率</u></p> <p>2・3 略</p>	<p>第1号に定める期間（以下「対象期間」という。）内に特定設備を新設し、又は増設した者については、当該特定設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年以内の各年又は各事業年度の所得金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）<u>第49条及び第51条の4の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める税率とする。</u></p> <p>(1) 初年度 県税条例第49条又は第51条の4に規定する税率に2分の1を乗じて得た率</p> <p>(2) 第2年度 県税条例第49条又は第51条の4に規定する税率に4分の3を乗じて得た率</p> <p>(3) 第3年度 県税条例第49条又は第51条の4に規定する税率に8分の7を乗じて得た率</p> <p>2・3 略</p>

（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第9条 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成27年佐賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（県税の不均一課税）</p> <p>第3条 認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、</p>	<p>（県税の不均一課税）</p> <p>第3条 認定産業振興促進計画に記載された計画区域内において、</p>

改正前	改正後
<p>省令第1条第1号に定める期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年以内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）<u>附則第14条の3の規定により読み替えられた県税条例第49条及び県税条例第51条の4の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>省令第1条第1号に定める期間内に特別償却設備を新設し、又は増設した者に対して課する事業税、不動産取得税及び固定資産税の税率は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 新設し、又は増設した特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後3年以内の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして、省令第2条の規定により計算した額に対して課する事業税の税率は、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）<u>第49条及び第51条の4の規定にかかわらず、次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率とする。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p>

（佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部改正）

第10条 佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成17年佐賀県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事業税の課税免除等）</p> <p>第4条 知事は、特区内において対象施設を対象事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後引き続く5年度（以下「課税免除対象期間」という。）に係る各年又は各事業年度の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額のうち次の算式により算定した額（以下「対象所得等」という。）に対して特例対象者に課する事業税については課税を免除し、当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続く5年度に係る対象所得等</p>	<p>（事業税の課税免除等）</p> <p>第4条 知事は、特区内において対象施設を対象事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後引き続く5年度（以下「課税免除対象期間」という。）に係る各年又は各事業年度の課税標準となるべき所得金額、付加価値額及び資本金等の額又は収入金額のうち次の算式により算定した額（以下「対象所得等」という。）に対して特例対象者に課する事業税については課税を免除し、当該課税免除対象期間の翌年度以後引き続く5年度に係る対象所得等</p>

改正前	改正後
<p>に対して特例対象者に課する事業税については、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）<u>附則第14条の3</u>の規定により読み替えられた<u>県税条例第49条又は県税条例第51条の4</u>の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率とすることができる。</p> <p>略</p>	<p>に対して特例対象者に課する事業税については、佐賀県県税条例（昭和30年佐賀県条例第23号。以下「県税条例」という。）第49条又は第51条の4の規定にかかわらず、これらの規定による税率に2分の1を乗じて得た税率とすることができる。</p> <p>略</p>